

令和6年11月17日執行  
栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画

栃木県選挙管理委員会

I 趣 旨

来る11月17日に行われる栃木県知事選挙及び県議会議員補欠選挙は、今後の栃木県の在り方を方向付ける重要な選挙である。

全ての有権者及び選挙運動関係者は、地方自治の健全な発展のため、この選挙の意義と重要性をよく認識し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要がある。

このため、栃木県選挙管理委員会は、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点とした各種啓発事業を、市町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等並びに各報道機関の協力を得て実施する。

なお、近年の若年層の低投票率に鑑み、若年層が選挙への関心を持ち、投票への動機付けになるよう啓発事業に重点的に取り組むこととする。

II 実施事業

第1 県選挙管理委員会が行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 候補者等への働き掛け			
候補者及び政党に対する要望書の交付	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う（立候補届出の際に交付）。	(知)10月31日(木) (県)11月8日(金)	(知)は知事、 (県)は県議補欠選挙
2 各種広報媒体の利用			
(1) ラジオスポット広告	20秒スポット広告を放送する。 〔栃木放送及びエフエム栃木〕	10月31日(木) ～	
(2) テレビスポット広告	15秒スポット広告を放送する。 〔とちぎテレビ〕	11月17日(日)	
(3) 動画の配信	投票日の周知及び投票参加を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）をインターネットの動画配信サイト及び銀行のディスプレイで公開する。〔YouTube、足利銀行、栃木銀行〕 なお、YouTubeの配信については、若年層へのターゲット広告として実施する。		
(4) 新聞による広告	投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔朝日、読売、毎日、産経、日経、東京、下野新聞〕	11月16日(土)	
(5) バス車体広告	県内を運行する路線バスのフロントグリルに広告幕を掲出する。	10月31日(木) ～	
(6) タクシー車体広告	県内を運行するタクシーの車体を活用した広告を実施する。	11月17日(日)	
(7) デジタルサイネージ広告	JR宇都宮駅西口のディスプレイにデジタルサイネージ広告を掲出する。		
(8) 県広報媒体等の利用	県広報課等が所管する各種の広報媒体及び本庁舎等を活用し、投票の呼び掛けを行う。	随 時	
(9) ホームページによる啓発	臨時ホームページを設け、選挙に関する知識や情報等を提供するとともに、投票の呼び掛けを行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
(10) SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告（SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告）を配信する。		
(11) インターネットバナー広告	ホームページのインターネットバナーに投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔栃ナビ、もんみや〕		
(12) 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
(13) 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(14) 県広報車巡回宣伝	県広報車を県内全域で走らせ、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(15) 電話の保留音による周知	県庁の電話の保留音を投票日の周知アナウンス音にし、啓発を図る。		
(16) SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
3 啓発資材による啓発			
(1) 懸垂幕・横断幕の掲示	各地方庁舎、県の施設等に掲示する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
(2) 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
(3) 投票日周知用ステッカーの掲示	県公用車等の車体に投票日周知用ステッカーを掲示する。		
(4) 投票日周知用ポスターの掲示	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
(5) 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		
4 イベント会場等での啓発			
プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
5 民間事業所等への協力依頼			
ケーブルテレビでの動画配信	ケーブルテレビで投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）を放送する。 〔宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター〕	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
6 その他			
(1) 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表	告示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	10月30日(水)	
(2) 統一キャラクター「めいすいくん」及び「ご当地めいすいくん」の活用	前掲の広報媒体、啓発資材等に明るい選挙推進のキャラクター「めいすいくん」や県の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。 <b>【一部新規】</b>	随時	

## 第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 広報車巡回宣伝	広報車を使用して巡回宣伝を行う。（投票日周知、投票呼び掛けのCDを県が作成・配布する。）	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 防災無線による呼び掛け	防災無線で期日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
3 懸垂幕・横断幕の掲示	市役所、町役場庁舎等に懸垂幕・横断幕を掲示する。		
4 投票日周知用ポスターの掲示	市役所、町役場庁舎等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
5 啓発資材の配布	市役所、町役場庁舎等で啓発資材を配布する。		
6 選挙啓発ポップの設置	投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを窓口等に設置する。		
7 投票日周知用ステッカーの掲示	投票日周知用ステッカーを公用車等の車体に掲示する。		
8 親子連れ投票記念証の配布	親子連れ投票を体験した子どもに記念証を配布する。	11月1日(金) ～ 11月17日(日)	
9 広報紙等による啓発	広報紙等（定期及び臨時）に啓発記事を掲載する。	随時	
10 「ご当地めいすいくん」の活用	広報媒体、啓発資材等に市町の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。【新規】		
11 その他独自の事業	その他、市町の地域の実情に即した事業を実施する。		

### 第3 関係団体等と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 栃木県明るい選挙推進協議会会長談話の発表	県明るい選挙推進協議会会長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	11月7日(木)	
2 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表	栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	10月18日(金)	

### 第4 「とちぎ選挙啓発サポーター」と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 <b>【新規】</b>	随時	

備考 同時期に行われる選挙については、相乗効果が発揮されるよう、連携して広報啓発を行う。

(再掲) 若年層への働き掛け

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 動画の配信	投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画をインターネット動画配信サイト〔YouTube〕において、若年層へのターゲティング広告として実施する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告(SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告)を配信する。		
3 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
4 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
5 SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
6 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
7 プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	
8 「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 <b>【新規】</b>	随時	

(再掲) 「大学コンソーシアムとちぎ」との選挙啓発連携協定に基づく事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 選挙啓発ポップの設置	大学等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
3 投票日周知用ポスターの掲示	大学等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
4 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		